職務限定正社員規程（ひな形）

（目　　的）

第1条 この規程は、職務限定正社員制度の労働条件を定めたものである。

（適用範囲）

第2条 この規程は、職務限定正社員に適用される。

2. この規程に定めのない事項については、通常の正社員（以下単に「正社員」という）に適用される就業規則および労働基準法その他の法令の定めるところによる。

（職務の限定）

第3条 職務限定正社員は、従事する職務を限定し、職務の変更は行わない。職種限定正社員の対象となる職種は、原則として中長期的に当社にとって必要とされ、かつ、高い専門性と経験が求められる職種とする。

2. 職務限定正社員が従事する職務の詳細については、個別の雇用契約書により定める。

（正社員から職務限定正社員への転換）

第4条 正社員が、一定期間あるいはその時点以降定年まで、職務限定正社員への転換を希望し、事前に職務限定正社員転換申請書を提出した上で、会社はその事由を精査して相当と認められる場合にはこれを認める。

2. 前項に定める職務限定正社員への転換を希望する場合の一定期間は、1年を下回らないものとする。

3. 職務限定正社員転換申込の時点では定年までを希望していたものの、その後状況の変化により、再度、正社員への転換を希望する場合の手続き等は、第5条の定めによる。

4. 正社員が職務限定正社員に転換できるのは、原則として現状の職務に限る。ただし、会社が認めた場合はこの限りではない。

（職務限定正社員から正社員への転換）

第5条 職務限定正社員として〇年以上継続勤務し、正社員への転換を希望する者について、所属長の推薦がある場合には、会社は登用試験を実施し、その合格者を正社員に登用する。

2. 前項の登用試験は、毎年〇月末日までに、所属長の推薦状を添付した本人の申込書を受け付けて、原則として翌年△月に実施し、その合格者について□月1日付で登用する。

（転換回数）

第6条 転換した正社員および職務限定正社員は、原則として、その後〇年間は転換をすることができない。また転換は、在職中〇回を限度とする。ただし、会社が特別に認めた場合はこの限りではない。

（職務に特約がある場合の解雇事由）

第7条 職務限定正社員について、当該職務がなくなったときは、会社は職務限定正社員に対し、当該特約を解除したうえで他の職務において勤務することの申込みをするものとする。

2. 前項にかかわらず、当該特約の解除および他の職務における勤務について、本人の承諾が得られなかったときは、解雇する。

（一定以上の技能および職務能力があることを前提にした職務限定正社員の処遇）

第8条 職務限定正社員として一定以上の技能および職務遂行能力があることを前提に採用した者が、その有する能力を発揮できないと認められときは、賃金および職位の改定を行う。または、当該特約を解除したうえで他の職務において勤務することの申込みをするものとする。

2. 前項について本人の承諾が得られなかったときは、解雇する。ただし、改善の機会を設けたり、必要に応じて教育訓練を行う場合がある。

（賃　　金）

第9条 職務限定正社員の賃金および賞与は、賃金規程に定めるとおりとする。

（退職金）

第10条 退職金算定の際の勤続年数の計算に当たっては、正社員として勤務した期間に、職務限定正社員として勤務した期間を通算する。

（付則）

この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。